

鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します



「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度の人事行政の運営などの状況を公表します。この内容は、11月の財政公表に掲載されていますが、その一部を要約してお知らせします。今回の公表は、地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

鏡石町人事行政の運営等の状況に関する条例の第3条では、次の8項目の報告事項を定めています。

表1 職員の構成(部門別)

部門	区分		職員数 対前年 増減数
	平成27年	平成28年	
一般行政部門 普通会計部門	議会	2	2
	総務	19	19
	税務	7	8
	農水	7	7
	商工	1	1
	土木	9	9
	民生	15	17
	衛生	10	9
	計	70	72
	教育部門	16	16
公営会計部門等	小計	86	88
	水道部門	4	4
	下水道部門	4	4
	その他部門	6	6
	小計	14	14
合計		100 [123]	102 [123] [-]

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数。
2 [] 内は、条例定数。

表2 職員の採用・退職状況

採用者数	区分			
	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	2人	0人	1人	3人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	1人	3人

退職者数	区分			
	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
一般行政職	2人	0人	1人	3人
技能労務職	1人	0人	0人	1人
計	3人	0人	1人	4人

表3-1 人事費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳 人口 (27年度末)	区分		
	歳出額 A	人事費 B	人事費率 B/A
人	千円	千円	%
12,876	6,111,234	834,311	13.7

表3-2 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 A	給与費				一人 当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 93	千円 356,966	千円 62,296	千円 134,234	千円 553,496	千円 5,952

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数。

表3-3 職員の平均給与月額

区分	平均年齢		平均給与月額	
	一般行政職	技能労務職	教育職(幼稚園)	平均年齢
42.5歳	361,322円	55.9歳	254,850円	39.8歳
				349,549円

表3-4 初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	初任給	
	一般行政職	技能労務職
大学卒	181,700円	148,700円
高校卒	137,900円	

表3-5 勤務時間の状況等

1週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日 及び 日曜日

表3-6 年次有給休暇取得等

区分	年次有給休暇取得等			
	総付与 日数 A	総取得 日数 B	全対象 職員数 C	平均 取得率 B/C
3,840日	747日	97人	7.7日	19.5%

職員手当の内容(平成28年4月1日現在)

区分	内容
期末手当	期末手当 2.55 月分
勤勉手当	勤勉手当 1.60 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5~15%
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円
住居手当	借家等職員 家賃月額が20,500円以下 ●月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ●月額-20,500円÷2+11,000円を支給(上限額27,000円)
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額が63,000円以下 ●運賃等相当額を支給 運賃等相当額が63,001円以上 ●相当額-63,000円÷2+63,000円を支給(上限額なし) 自動車等利用者 2km~80km 2,700円~46,500円(上限額46,500円)
管理職手当	支給額 ●課長×7% ●主幹×6%
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20,445円月分 25,552円65月分 勤続25年 29,145円月分 34,582円5月分 勤続35年 41,325円月分 49,59月分 最高限度額 49,59月分 49,59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

職員の福利及び利益の保護の状況

区分	受診者数
定期健康診査	76人
人間ドック	25人

特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	給料月額等
町長	673,200円
副町長	558,200円
教育長	523,300円
議長	296,100円
副議長	243,900円
議員	225,900円
町長	(27年度支給割合) 3.10月分
副町長	(27年度支給割合) 3.10月分
議員	(27年度支給割合) 3.10月分
町長	(算定方式・支給時期) 673,200 × 在職月数 × 0.48 (任期ごと) 558,200 × 在職月数 × 0.29 (任期ごと) 523,300 × 在職月数 × 0.20 (任期ごと)
副町長	
教育長	

福利厚生事業について
この服務の基本原則を忠実に実行するため、「信用失墜行為の禁止」「政治行為等の禁止」「秘密を守る義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」など様々な義務が課せられており、昨年度においては、全力で奉仕しなければならないと定められています。

研修への派遣はありませんでした。研修への派遣はありませんでした。

また、勤務成績の評定については、職員の意欲、能力、実績が適切に評価される人事管理とするため、人材育成基盤方針に基づき行いました。

福利の保護の状況については、定期健康診査を全職員対象に実施し、病気の早期発見・早期